ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

２　「新エネルギー」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成 12 年北海道条例第 108 号）第２条第２号に定めるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気をいう。以下同じ）又はエネルギーの利用形態をいう。

（目的）

第２条　この補助金は、地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現を促進するため、新エネルギーによる発電設備と電気自動車や定置型蓄電池を組み合わせて、余剰電力の蓄電や蓄電池からの電力供給を行うエネルギー自立型施設（以下「Ｖ２Ｘ」という。）の構築に対し、予算の範囲内で補助する。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

（１）市町村（複数の市町村による共同体を含む。）

（２）市町村（複数の市町村を含む。）と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体（以下「コンソーシアム」という。）

２　コンソーシアムを構成するに当たっては、別に示す「コンソーシアム協定書」を締結しなければならない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

（１）次の表のａとｂに示す設備を必ず導入し、地域特性を十分に活かしたＶ２Ｘの構築に併せて施設の電力消費ピークカットや災害等の停電時におけるレジリエンス対策を行うなど、新エネルギー設備と電気自動車の導入効果を増大させる事業であること。

区　分	補助対象設備	摘　　要
ａ　新エネルギー発電設備	（ａ）太陽光発電設備 （ｂ）風力発電設備 （ｃ）その他の新エネルギー発電設備 （ｄ）上記設備の設置に必要な設備等	（ａ）、（ｂ）、（ｃ）のいずれかを必ず設置すること。
ｂ　Ｖ２Ｘ関連設備	（ａ）電気自動車（ＥＶ） （ｂ）充放電設備 （ｃ）充電器 （ｄ）外部給電器 （ｅ）定置蓄電池 （ｆ）上記設備の設置に必要な設備等 （ｇ）ａの新エネルギー発電設備からの電力を建物やＶ２Ｘ関連設備へ供給するために必要な設備等	（ａ）と（ｂ）は必ず導入・設置すること。 なお、補助対象設備のうち、リースにより導入する設備等がある場合は、リース事業者もコンソーシアムの構成員となり共同申請すること。その際、リース事業者は、コンソーシアム構成員との間に締結するリース契約により設置する補助対象設備等の補助金相当分をリース料から減額すること。

（２）市町村が単独で申請する場合は、地域の企業や団体等と連携してＶ２Ｘ導入の取組を進める事業であること。

２　前項に掲げる事業については、次のいずれにも該当していなければならない。

（１）非常時にも対応可能な仕組を構築する事業であること

（２）事業の進捗状況、課題、導入成果等を公表することができるものであること

（３）補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を実施するものであること

（補助対象経費及び補助率、補助限度額）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率、補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費	１／２以内	5,000 万円

（事業計画の提案）

第６条　補助対象者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

２　事業計画の提案は、知事に対してゼロカーボン・モビリティ導入支援事業計画書（別記第１号様式）を提出することにより行うものとする。

（有識者会議の開催）

第７条　知事は、前条の規定により事業計画の提案があった時は、有識者会議を開催する。

２　有識者会議においては、前条の規定により提出された事業計画に関する事項について、次の観点で意見を聴取するものとする。

（１）当該地域の総合計画や新エネルギー導入計画等との整合性が認められるものであること。

（２）地域特性を十分に活かした効果的なＶ２Ｘの導入であり、施設の電力消費ピークカットや災害等の停電時におけるレジリエンス対策に効果的な新エネルギー設備や電気自動車などの導入となっていること。

（３）事業の実現性や持続性・継続性が認められるものであること。

（４）地域の連携体制が図られ、事業の実施体制が適切なものであること。

（５）補助対象事業終了後、補助対象者自らが事業成果等の普及啓発等を効果的に実施するものであること。

（６）地域経済の活性化効果が高いと見込まれること。

（７）道内への波及効果が高いものであること。

（事業計画の認定）

第８条　知事は、前条第２項の規定により聴取した有識者会議の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

２　知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことができる。

３　知事は、事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

４　事業計画の認定を受けた補助対象者は、事業計画の内容について、第９条の規定による交付申請を行う日までに、構成員である市町村のホームページにより公表するものとする。

（交付申請）

第９条　事業計画の認定を受けた補助対象者は、知事に対し、補助金等交付申請書（別記第２号様式）に、次に掲げる書類を添付して、補助金の交付の申請を行うものとする。

（１）事業計画書（別記第３号様式）

（２）事業計画書（別記第４号様式）

（３）補助金等交付申請額算出調書（別記第５号様式）

（４）経費の配分調書（別記第６号様式）

（５）事業予算書（別記第７号様式）

（６）資金収支計画書（別記第８号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）

（７）導入する設備の仕様、設備から得られる発電量や熱量と需要の根拠等に係る書類

（８）その他知事が別に指示する書類

２　補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

（１）提出期限　別に指示する期日

（2）提出先　　経済部 GX 推進局 GX 推進課

3　補助対象事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年８月 30 日法律第 108 号。以下「法」という。）第２条第３項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の導入事業であり、導入する設備が法第９条第４項に定める認定を受ける設備である場合は、前項の申請に当たって、補助金返還計画書（別記第９号様式）を添付することとする。

4　第１項の申請に当たっては、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）

第 10 条　知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第 10 号様式により、申請を行った者に対し交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 11 条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金交付申請取下書（別記第 11 号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事情変更による交付の決定の取消し）

第 12 条　知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2　知事が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

（1）天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（2）補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

（補助事業の遂行等）

第 13 条　補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

2　補助事業者は、第 10 条に規定する交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを知事から命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

（補助事業の中止等）

第 14 条　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第 12 号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

（事業遅延等の報告）

第 15 条　補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、別記第 13 号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告

し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の経費の配分の変更）

第16条　補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、別記第14号様式による補助事業等変更承認申請書に第９条第１項に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における20パーセント未満の変更の場合は、この限りでない。

（補助事業の内容の変更）

第17条　補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、別記第14号様式による補助事業等変更承認申請書に第９条第１項に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業量又は事業費について、20パーセント未満の変更の場合は、この限りでない。

（財産の管理及び処分の制限）

第18条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

２　取得財産等のうち、規則第23条第４号及び第５号に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

３　補助事業者は、処分制限財産について別に示す「処分制限財産管理台帳」を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

４　補助事業者は、処分制限財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（当該耐用年数が10年を超える場合は10年）を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。

５　補助事業者は、前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

６　知事は、前項で定める場合を除くほか、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

（産業財産権等に関する届出等）

第19条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後５年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に別記第15号様式により知事に届出しなければならない。

（工事完成届）

第20条　補助事業者は、補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに補助事業等に係る工事完成届（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第21条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（第14条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、別記第17号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

（１）事業実績書（別記第３号様式）

（２）事業実績書（別記第４号様式）

（３）経費の配分調書（別記第６号様式）

（４）補助金等精算書（別記第 18 号様式）
（５）事業精算書（別記第 19 号様式）
（６）導入する設備の仕様、設備から得られる発電量や熱量と需要の根拠等に係る書類
（７）第 18 条第３項に規定する処分制限財産の台帳の写し
（８）その他知事が別に指示する書類

（消費税等）
第 22 条　補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。
２　補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 20 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）
第 23 条　補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区分することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する会計年度又は収益納付終了年度のいずれか遅い年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第 18 条第２項に規定する取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
２　前項により備えるべき帳簿及び書類は、次のとおりとする。
（１）帳簿、伝票、通帳、領収証書、その他収支状況を確認できる書類
（２）契約書、入札関係書類
（３）台帳、図面、その他財産の取得状況が確認できる書類
（４）日誌、写真、その他補助事業の履行状況が確認できる書類
（５）交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付の決定に関する書類

（補助金の額の確定及び通知）
第 24 条　知事は、第 21 条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し）
第 25 条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。
（１）補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
（２）虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
（３）補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
（５）（１）から（４）までに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
２ 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の交付）
第 26 条　補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（事業の実施状況の報告）
第 27 条　補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降５年間又は収益納付終了年度のいずれか遅い年度の毎会計年度終了後 30 日以内に、当該補助事業に係る過去１年間の事業の実施状況について、別記第 21 号様式により知事に報告しなければならない。
２　知事は、必要に応じて、補助事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
３　補助事業者は、当該事業の遂行の状況等に関し、知事から報告を求められたときは指示された日までに報告を行い、又は道の職員による調査を受けたときは調査に協力しなければならない。
４　補助事業者は第１項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後２年間保存しなければならない。

（収益納付）
第 28 条　知事は、前条の規定による報告書により、補助事業者に当該補助事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付させることができるものとする。
２　補助事業が法第２条第３項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の導入事業であり、導入する設備が法第９条第４項に定める認定を受ける設備である場合、知事は、補助金等返還計画書（別記第９号様式）に基づき、原則として、補助事業者が売電収入を得た翌々年度から毎年度、売電により得た収入の１／２に相当する額を道に納付させるものとする。ただし、自然災害その他補助事業者の責に帰さない事由により売電収入が見込めなくなった又は減少した場合等、補助金の返還計画に変更が必要な場合、補助事業者は、別記第 22 号様式により、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
３　前２項の道に納付させる額は、補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。

（報告及び公表）
第 29 条　補助事業者は、補助金の交付を受けた事業について事業報告を行うこととし、その結果を事業の完了した日から 75 日を経過した日までに、別記第 23 号様式により、知事に報告するとともに、市町村又はコンソーシアム構成員である市町村のホームページにより公表するものとする。

（成果の発表等）
第 30 条　知事は、補助事業の名称、補助事業の概要、補助事業者名、所在市町村名、補助金額を公表するものとする。
２　知事は、第 21 条及び第 27 条に規定する報告書のほか、前条の規定による報告を、本道における新エネルギーの導入促進のために活用し、必要に応じて補助事業者に事業の成果等を発表させることができる。

（電子メールによる申請等）
第 31 条　補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（その他）
第 32 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則（令和４年（2022 年）３月 29 日付け環エネ第 311
6 号）
この要綱は、令和４年（2022 年）４月１日から施行する。
附則（令和８年（2026 年）４月 30 日付けＧＸ第 104 号）
この要綱は、令和８年（2026 年）４月 30 日から施行する。

別記第１号様式

ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業計画書

年　　月　　日

北海道知事　様

ゼロカーボン･モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱第６条に基づき次のとおり事業計画書を提出します。

【１　計画事業名】

事業の名称	

【２　事業計画提案者】

事業者の名称	（注：コンソーシアムの場合はコンソーシアム名を記載）

（市町村又はコンソーシアム代表者）

申請者名						
住　　所	〒					
業　　種		資本金				
従業員数	一般被保険者又は職員数　　名 （うち　臨時雇用・パート　　名）					
主な事業内容						
設立年月日 及び沿革						
連絡担当者	所属		職名・氏名			
	電話		Fax		E-mail	

（コンソーシアム構成員）

申請者名						
住　　所	〒					
業　　種		資本金				
従業員数	一般被保険者又は職員数　　名 （うち　臨時雇用・パート　　名）					
主な事業内容						
設立年月日 及び沿革						
連絡担当者	所属		職名・氏名			
	電話		Fax		E-mail	

（注１）構成員が２者を超える場合には、構成員欄を増やして記入してください。

（注２）コンソーシアムの場合、事業計画書の提出にあたっては、コンソーシアム協定書の写を添付してください。

【3　市町村の総合計画や新エネルギー導入計画等における当該事業の位置づけ】

名　称	
策定年月日	
概　要	
位置づけ	

（注１）複数の計画に位置づけられている場合には、欄を増やして記入してください。

【4　事業の内容】

（1）補助対象事業の内容

※事業の概要等を記載してください。

（2）地域の特性の活用と導入が見込まれる新エネルギーの内容

※地域の新エネルギー賦存量や種別、発熱量・熱量の根拠等を記載してください。また、適宜、参考となる資料を添付してください。

・事業に伴う設備導入の状況　　※計算式等の算出資料を添付してください。

発電･発熱設備容量(予定)	kW
計算式	

（3）Ｖ２Ｘ及び電気自動車の特性の活用

※Ｖ２Ｘのシステム構成や、電気自動車等の平常時・非常時の運用方法、地域における導入拡大に向けた普及啓発活動などの取組内容を記載してください。

【5　補助対象事業のスケジュール】

事業項目	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

【6　成果を持続（次年度以降）するための方策】

（1）　成果を持続させていくための取組等

※事業採算性の確保や事業継続していくための取組、その試算について記載してください。
住民等向けに充電設備を解放する場合は、その売電収益に関しても記載してください。

（2）発電事業の収支及び補助金返還見込み

※補助対象事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）第2条第3項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の導入事業であり、導入する設備が法第9条第4項に定める事業計画の認定を受ける設備である場合は、売電収入と道への納付金額の見込み等について、以下の表に記載してください。

	運転開始	2年目	3年目	～	○年目
年　度	年	年	年	年	年
収　入	円	円	円		円
支　出	円	円	円		円
経常利益	円	円	円		円
返還額	円	円	円		円
純利益	円	円	円		円

注1　補助金返還額は、発電事業における売電収入の範囲内とし、原則、運転開始の翌々年度から、補助金を返還する計画としてください。

2　初期費用を支援する趣旨から、返還期間は経営に支障が生じない範囲での早期とする計画とし、FIT/FIP制度による売電期間を限度としてください。

【7　補助対象事業の実施体制】

※事業を進める上での地域における連携の状況について、その役割や関係を図等により示してください。

【8　事業成果の普及啓発等の内容】

※事業成果の普及啓発等の内容について、具体的に記載してください。

【9　事業実施による期待される効果（地域活性化、波及効果など）】

（1）地域活性化効果や波及効果

※事業実施による地域活性化や全道への波及効果などについて、期待される効果及びその根拠などを具体的に記載してください。

（2）二酸化炭素の排出量削減効果

※事業実施によるCO2の排出削減校の見込みを数式等により記載してください。（t-CO2/年）

発電・発熱設備容量 ※【4 事業の内容】(2)に同じ		kW
年間発電量/ガソリン等充当分の電力削減量(推計値)		kWh
年間CO2削減量(推計値)		t-CO2
計算式		

【10　補助対象事業費】

（1）補助対象事業に要する経費	円
（2）補助金要望額	円
（3）事業者負担額	円

（4）補助対象事業の経費の配分　　円

項目	区分	内容	補助対象事業に要する経費	負担区分		備考
				補助金要望額	事業者負担額	
			円	円	円	
			円	円	円	
			円	円	円	
			円	円	円	

経費の説明

（5）事業請負の選定方法

（6）予算措置又は財政基盤の有無

（7）事業実施に伴う歳入増加額

費用区分	単価	数量	金額	実施主体
計				

歳入増加の理由

【11　事業計画の概要図・フロー図】※テキストではなく視覚的にわかるよう図等を用いて描写ください。

※添付書類

⑴　コンソーシアム協定書の写し（「コンソーシアム協定書（案）」を参考とすること）

⑵　決算書（直近 2 期分）　（事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）

⑶　定款又は商業登記法第 10 条に規定する登記事項証明書

⑷　会社案内等のパンフレット

⑸　当該事業計画に関する総合計画や新エネルギー導入計画等

⑹　当該事業計画に関する特許、実用新案、意匠登録、プログラム著作権等を取得又は出願している場合はその書類の写し（出願番号又は登録番号及び技術の概要がわかるもの）

⑺　その他事業計画に関して参考となる書類

別記第２号様式

年度　　補助金等交付申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

申請者　住　所

氏　名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の事業（事務）に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業（事務）の目的及びその概要

２　事業（事務）の着手及び完了の予定期日

着　手　　年　　月　　日

完　了　　年　　月　　日

３　補助金等交付申請額　　金　　円

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

別記第３号様式

事　業　計　画　（実　績）　書

設立年月日	
申請者の営む主な事業	
補助事業等の内容	
補助事業等の実施により見込まれる効果（成果）	
備考	

注　１　補助事業等の内容は、詳細に記載すること。
２　補助金等の交付を受けようとする者が法人以外の団体の場合にあっては、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。
３　事業主体が地方公共団体であるときは、「設立年月日」及び「申請者の営む主な事業」欄は削除して使用すること。
４　「補助事業等の実施により見込まれる効果（成果）」欄には、交付申請においては補助事業等の実施により見込まれる具体的な効果を、実績報告においては補助事業等の実施により得られた具体的な成果を記載すること

別記第４号様式

事　業　計　画　（実　績）　書

取得物件の名称	規格・型式	数 量	設置又は使用箇所	設置等のための工事等の概要及び工期	維持管理等に関する事項	当該物件を必要とする理由及び効果	備　考

注　１　取得物件の機種等を指定する必要があるときは、当該機種等及び製作会社名を「備考」欄に記載すること。
　　２　工事等を必要とする場合は、当該工事等の設計図書（実績報告の場合は、完成図面）を添付すること。
　　３　実績報告の場合は、物件の購入又は設置等のための工事等に係る契約書及び検査調書の写しを添付するとともに「備考」欄に納入し、又は施行した業者名を記載すること。
　　４　「当該物件を必要とする理由及び効果」欄は、具体的に記載すること。
　　５　実績報告の場合は、「当該物件を必要とする理由及び効果」欄は削除して使用すること。

別記第５号様式

補助金等交付申請額算出調書

区　分	補助事業等に要する経費			補助対象経費	補助基準により算出した額	補　助基本額	補助率	補助金等交付申請額	備考
	単価	数量	金額						
	円		円	円	円	円		円	
合　計									

注　１　「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。

２　「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不用のときは斜線で抹消すること。

３　「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。

４　「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。

５　「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。

６　定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

別記第６号様式

経 費 の 配 分 調 書

区　分	補助事業等に要する経費	負　担　区　分					備　考
		道費補助(申請)額	自　己負担額	道費補助金以外の補助金等の額	寄附金	その他	
	円	円	円	円	円	円	
計							

注　１　「区分」欄には、経費名又は細分された事業（事務）名を記載すること。

２　「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業等に要する経費を支弁するための財源として、「道費補助（申請）額」欄、「自己負担額」欄、「道費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。

３　「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。

４　「負担区分」欄を「道費補助（申請）額、自己負担額、道費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

別記第７号様式

事　業　予　算　書

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿

収入の部

科目				金額	備考
款	項	目	節		
				円	

支出の部

科目				金額	備考
款	項	目	節		
				円	

上記のとおり議決されていることを証明します。

年　月　日

○○市（町村）長（氏　　名）

注　１　この様式には、当該補助事業等に係る予算のみを記載すること。

２　当該補助事業等に係る予算が議決されていない場合は、この様式中「上記のとおり議決をされていることを証明します。」を「上記のとおり予算案を提出することを確約します。」に改めて使用すること。

３　補助事業者等が市町村である場合は「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源（道費補助金、国庫支出金、地方債等）のみを記載し、備考欄に予算の区分（一般会計又は特別会計）を記載すること。

４　「科目」欄の区分は、標準を示したものであるので補助事業者等における通常の予算区分がこれと異なるときは、その区分に従い記載して差し支えない。

５　市町村以外の者がこの様式を使用する場合は、この様式中「○○市（町村）長（氏名）」を訂正して使用すること。

６　「備考」欄には、必要に応じ、算出基礎その他必要な事項を記載すること。

別記第８号様式

資　金　収　支　計　画　書

（単位　千円）

区分	科目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	計	備　考
収入																
	計															
支出																
	計															
収支差額	当月分															
	累　計															

注　１　この計画書は、補助事業等に係る月別収支計画について作成すること。ただし、申請者が地方公共団体である場合、当該補助事業等が実績で申請すべきこととされているものである場合及び当該補助事業等の内容が建設工事である場合については、この計画書の作成を要しないものとする。

２　当該補助事業等の実施のために借り入れた金額がある場合は、「科目」欄に「借入金」と記載し、かつ、借り入れた月に当該借入金の額を表示すること。

別記第９号様式

年　　月　　日

北 海 道 知 事　　様

（届出者）所　　在　　地

名　　称

代表者職・氏名

年度　ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業に係る補助金返還計画書

ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業に係る補助金については、次のとおり、補助金の返還を計画します。

１　売電開始予定　　年　　月

２　補助金返還計画

	売電収入見込	補助金返還額
年度	円	円
年度	円	円
年度	円	円
年度	円	円
・・・・・・	円	円
年度	円	円
合　　計	円	円

注１　補助対象事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年８月 30 日法律第 108 号）第２条第３項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の導入事業であり、導入する設備が法第９条第４項に定める認定を受ける設備である場合は、交付申請に当たって、本様式を添付すること。

２　原則として、売電開始年度の翌々年度より、補助金を返還する計画とし、FIT/FIP 制度による売電収入期間を限度とする。

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

別記第10号様式

（記号）第　　号指令

（補助事業者等）

年　　月　　日に申請のあった　　事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年　　月　　日

北海道知事　　㊞

1　この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
	円	円	年　月　日

2　北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。）、ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱（令和４年（2022年）３月29日付け環エネ第3116号経済部長決定。以下「交付要綱」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

3　補助対象経費の配分を変更するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における20パーセント未満の変更の場合は、この限りではありません。

4　補助事業等の内容を変更するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助対象経費の20パーセント未満の変更であるとき（新たに補助対象となる構成事業を追加する場合及び補助対象事業の一部を中止又は廃止する場合を除く。）は、この限りではありません。

5　補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。

6　補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。

7　補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

8　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

9　前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

10　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更すること

があります。

11　補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければなりません。

12　補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

13　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

14　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

　また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

15　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

16　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

17　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに１件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具等）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数（当該耐用年数が 10 年を超える場合は、10 年）を経過することになるまでの期間は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでありません。

18　前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

19　前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

20　補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後５年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に知事に届け出なければなりません。

21　補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度又は収益納付終了年度のいずれか遅い年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。

22　この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。

23　前項の報告に係る証拠書類は、報告書の内容に係る会計年度終了後 2 年間保存しなければなりません。

24　この補助事業等の完了、補助事業等に基づく成果の他への供与等により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。

25　前項に係る道に納付する額は、補助金の確定額の合計額を超えない範囲内とします。

26　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1)　この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3)　補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4)　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

27　前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。

28　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

29　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

30　第７項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（部　課　グループ・係）

別記第 11 号様式

ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付申請取下書

年　　月　　日

北海道知事　　様

住所
補助事業者等

氏名 （法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の事業（事務）に関して、　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けましたが、次の理由によりその交付申請を取り下げます。

（取下げの理由）

注１　この様式は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合において、　　当該交付申請を取り下げるときに使用すること。

２　この様式には、取下げの理由の参考となる事項を記載した書類を添付すること。

（本件責任者　氏名・連絡先
担当者　氏名・連絡先）

別記第12号様式

年度補助事業等中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様

住所

補助事業者等

氏　　名

（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け（記号）第　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）について、次の理由によりその執行を中止（廃止）したいので申請します。

（中止又は廃止の理由）

注　1　この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務を中止し、又は廃止しようとする場合に使用すること。

2　「　　年　　月　　日付け（記号）第　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

3　この様式には、申請時点における当該補助事業等の進ちょく状況（廃止の場合を除く。）その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

別記第13号様式

年度補助事業等執行遅延（不能）報告書

年　　月　　日

北海道知事　様

住所
補助事業者等

氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　　月　　日付け（記号）第　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）について、次の理由により予定の期間内に完了する見込みがない（その遂行が困難となった）ので報告しますから指示をお願いします。

（遅延又は遂行困難の理由）

注　１　この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務の執行が遅延し、又は困難となった場合に使用すること。

２　「　　年　　月　　日付け（記号）第　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

３　この様式には、報告時点における当該補助事業等の進ちょく状況その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

別記第 14 号様式

年度補助事業等変更承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

住所

補助事業者等

氏名 （法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）について、その計画を次の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

１　補助金等交付決定額　　金　　円

２　変更後の補助金等申請額　　金　　円

３　変更の理由

注　１　この様式は、補助事業等の内容の変更、補助事業等に要する経費の配分の変更等の承認申請の場合に使用すること。

２　「　　年　　月　　日付け（記号）第　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

３　この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式によるものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

なお、記載事項に変更がない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えないものとする。

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

別記第15号様式

年　月　日

北 海 道 知 事　様

（コンソーシアム名）

（申請者）所　　在　　地

名　　称

代表者の職・氏名

年度　ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業に係る産業財産権等取得等報告書

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令により交付決定を受けた次の補助事業に関し、産業財産権等の取得（取得、実施権の設定）をしたので、ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1　補助事業名

2　種類（番号及び産業財産権等の種類）

3　産業財産権等の内容

4　相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

5　添付書類

産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）を証する書類の写し

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

別記第16号様式

補助事業等に係る工事完成届

年　　月　　日

北海道知事　　様

住所
補助事業者等

氏名　（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記事業（事務）に係る建設工事は、　　年　　月　　日完成したので届け出ます。

注　「　　年　　月　　日付け（記号）第　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

別記第17号様式

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年　　月　　日

北海道知事　　様

住所
補助事業者等

氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）は、　　年　　月　　日完了したので、関係書類を添えて報告します。

口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口　座　番　号
		普通 当座

注　１　「　　年　　月　　日付け（記号）第　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
　　２　「口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、「口座振替払を希望する場合に記載すること。
　　３　補助事業等の期間が２年度以上にわたる場合で、道の会計年度が終了したときに使用する場合は、この様式中「完了」とあるのを「執行」と訂正して使用すること。

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

別記第18号様式

補　助　金　等　精　算　書

区分	計画				実施				補助率	補助金等の交付の決定		補助金等精算額	補助金等領収済額	補助金等精算額に対する領収未済額（L－M）N	補助事業等に係る経費の債務確定額			不用額（K－L）R	備考
	補助事業等に要する経費 A	補助対象経費 B	補助基準により算出した額 C	補助基本額 D	補助事業等に要した経費 E	補助対象経費 F	補助基準により算出した額 G	補助基本額 H		年月日番号 I	金額 K				支払済額 O	支払未済額 P	計 Q		
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	
合計																			

注　1　「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。

2　「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。

3　「補助金等の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。

4　「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額(H)に補助率(Ｉ)を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。

5　定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

6　「補助事業等に係る経費の債務確定額」欄中「支払済額」欄には、間接補助事業等の場合にあっては補助事業者等が間接補助事業者等に交付する補助金等の支払済額を記載すること

別記第19号様式

事　　業　　精　　算　　書

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

収　入　の　部

科目				予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
				円	円	円	円	円	

支　出　の　部

科目				予算額		精算額	内訳		不用額	備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		支出済額	支出未済額		
				円	円	円	円	円	円	

上記のとおり精算したことを証明します。

年　　月　　日

○○市（町村）長　（氏　　名）

注　１　この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。

２　「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。

３　「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者等の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。

４　「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。

５　補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源のみを記載し、備考欄に予算の区分（一般会計又は特別会計）を記載すること。

６　「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

７　市町村以外の者がこの様式を使用する場合は、この様式中「○○市（町村）長（氏名）」を訂正して使用すること。

別記第20号様式

年　　月　　日

北海道知事　　様

補助事業者等
（団体等名及び代表者氏名）

ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付決定を受けた次の事業に関し、ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱第22条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額	金	円
２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
３　消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
４　要補助金返還相当額（３－２）	金	円

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
・消費税確定申告書付表２「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の内訳を記載した書面（別記第20号様式別紙）
・補助事業者等が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセント以下であることを確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔　　〕

（注）　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔　　〕

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
　　なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済みのもの）
・２割特例の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における「税額控除に係る経過措置の適用（２割特例）を選択した消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）

・補助事業者等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセントを超えることを確認できる資料

別記第20号様式別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	課税売上割合95%以上		個別対応方式		一括比例配分方式	課税売上割合	%

区分	補助対象経費 ①	①の内訳 課税対象 ②	①の内訳 非課税	②のうち消費税等相当額 ③	③の内訳 課税売上対応 ④	③の内訳 共通売上対応 ⑤	③の内訳 非課税売上対応	仕入控除税額 ⑥	補助率等 ⑧	補助金に係る消費税等仕入控除税額 ⑦×⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。
2　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。
(1) 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
(2) 課税売上高が5億円超え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+［⑤×（課税売上割合）］
(3) 課税売上高が5億円超え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

別記第21号様式

年　　月　　日

北 海 道 知 事　　様

（コンソーシアム名）

（報告者）所　　在　　地
名　　称
代表者職・氏名

年度ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業に係る事業実施状況報告書

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令により交付決定を受けた次の補助事業に関し、年度の事業実施状況について、ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱第27条の規定により、次のとおり報告します。

記

1　補助事業名

2　事業の実施状況と今後の見通し

＊事業実施による地域への波及効果、雇用や産業の創出状況などについて記載	
本事業に伴う雇用増（常用）	名

・エネルギー事業に係る状況

売電収入額	
補助金返還額	
純利益	

3　産業財産権等の譲渡又は実施権の設定　　有　・　無

4　補助事業に係る本年度の収益等　　有　・　無

・補助金の交付との間に因果関係があり、かつ、その事業を行ったことにより、通常生ずるであろう利益を大幅に超える場合における収入。

5　添付書類　　補助事業に係る本年度収益額等（別記資料1）:「4」が「有」の場合

（本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先））

別記第22号様式

年　　月　　日

北 海 道 知 事　　様

（届出者）所　　在　　地

名　　称

代表者職・氏名

年度　ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業に係る補助金返還の変更計画書

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令により交付決定を受けた次の補助事業に関し、次のとおり、補助金返還計画を変更したいので、報告します。

1　売電開始　　年　　月

2　補助金返還計画

	当初計画		変更計画	
	売電収入額	補助金返還額	売電収入額	補助金返還額
年度				
年度				
年度				
・・・・・・				
年度				
合　　計				

3　計画変更の事由

本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先）

別記第23号様式

年　　月　　日

北 海 道 知 事　　様

(コンソーシアム名)

(報告者) 所　　在　　地

名　　称

代表者職・氏名

年度ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業に係る補助事業状況報告について

年　　月　　日付け(記号)第　　号指令により交付決定を受けた次の補助事業について、ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱第 29 条の規定により、別紙のとおり報告します。

本件責任者（氏名・連絡先）
担　当　者（氏名・連絡先）

（別　紙）

ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業　設備等導入概要

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

１　補　助　事　業　名

２　コンソーシアム名

３　事　　業　　期　　間

４　事　業　の　目　的

５　補助金の交付額

６　事　業　の　概　要

７　事業の実施結果及び期待される効果

８　今　後　の　展　開

９　状　　況　　写　　真